

～起業・創業を促進し、地域の賑わいを創りだす～

上天草市中小企業者 空き店舗等家賃補助金



上天草市では、新規開業を促進し、地域の賑わいを生み出すために、市内の空き店舗（空き家）を貸借して新規出店する際の家賃を補助します。

起業・創業をお考えの方は、ぜひ本補助金をご活用ください。補助制度の詳細な内容については、上天草市産業政策課までお問い合わせください。

<補助内容>

対象経費：店舗等の賃借料（共益費、駐車場使用料などは除く）

補助率：1/2 月額上限：5万円 交付期間：1年間（12ヵ月分）

申請期間：令和2年5月～令和5年3月末まで

<空き店舗等について>

対象となる空き店舗等は、本市に所在する空き店舗や空き家であり、使用されていない状態が1ヵ月以上継続していること。

<補助要件>

中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に該当し、以下の要件に全て該当すること。

1. 本市に、主たる事業所を有する法人または住所を有する個人であること。
2. 空き店舗等を所有者から貸借して、上天草市中小企業者空き店舗等家賃補助金交付要綱に規定する業種に係る事業を新たに開始する者。
※小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業など補助対象業種であること
3. 市税および水道使用料の滞納がないこと。
4. 上天草市暴力団条例に規定する暴力団、暴力団員または暴力団密接関係者でないこと。
5. 上天草市商工会に加入すること。
6. 空き店舗等の賃貸借契約については、所有者が補助事業者の2親等以内の親族または生計を一にする者でないこと。
7. 現に上天草市内で営業している店舗の移転でないこと。
8. 法令などに基づく許認可等を必要とする場合は、許認可等を受けていること。
9. 毎月15日以上店舗を開店するものであること。
10. 1年以上継続して営業すること。

※1年以上継続できない場合は、補助金の交付はできません

11. 営業開始までに市から交付決定の認定を受けること。

★要件が多数ありますので事前にお問い合わせください★